
平成 28 年度第 3 回つくばみらい市学区審議会 会議要録

○日 時 平成 28 年 12 月 20 日（火）午後 7 時 30 分～午後 8 時 45 分

○場 所 つくばみらい市役所 教育委員会庁舎 2 階会議室

○出席委員 大坪委員, 富田委員, 塚越委員, 安河内委員, 田口委員, 秋山委員, 三船委員, 横澤委員, 國峯委員, 高橋（隆）委員, 遠藤委員, 相島委員, 羽田委員, 高橋（秀）委員, 海老原委員, 高木委員, 小田川委員

○欠席委員 飯田委員, 田邊委員, 野島委員

1. 開会

事務局：こんばんは。定刻となりましたので、平成 28 年度つくばみらい市第 3 回学区審議会を開会します。司会を務めさせていただきます学校教育課の飯泉です。よろしくお願いいたします。今回の審議会は原則公開となっており、議事録の概要を市ホームページで公開する予定ですのでご承知下さいますようお願いいたします。あいさつを高橋会長よりお願いします。

2. あいさつ

会長：こんばんは。年末押し迫って、お忙しいなか、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。今月に入り年末恒例のイベントがいくつかありました。その中で私が気になっていたのは、流行語大賞、今年の漢字、この二つのイベントです。流行語大賞は「神ってる」が大賞でしたね。それから、今年の漢字では、ゴールドの「金」が今年の漢字でしたね。いずれも妥当な線だと思います。個人的には流行語大賞のほうは、「保育園落ちた、日本、死ね」が相当強烈なインパクトを受けました。良し悪しはネットのなかで論議が続いているようです。しかし、それだけインパクトがあったと捉えられるのかなと思います。もう一つの今年の漢字の「金」も良いと思いますが、個人的には「驚」が良いのではないかと思ったりしていますが、受け止め方は様々なので、皆さまがどう受け止められているか聞いてみたいところではあります。関連して、是非、ご家族のなかでも今年一年を振り返り、今年の家族の一年をあらわす言葉が何かを年末に家族で話してみるのも一興かなと思います。

本日は前回の審議会で、小学校、中学校のいずれも区域案 1 を皆さんの審議の結果、採用することになりました。これを具体的に今後進めていくわけですが、委員からの提言もあって、それを進めていく場合に、検討しないといけない項目もあると思いま

すので、それを本日は、具体的な形でお示しをします。是非、改めてご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 協議事項

(1) 区域案1に係る諸条件の検討について

(2) みらい平地区に係る就学すべき学校の指定に関する規則改正（案）について

事務局： 本日の会議にあたり、20名中17名のご出席を頂いております。過半数に達しておりますので、つくばみらい市学区審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立することを報告致します。それでは、次第「3. 協議事項」に入らせていただきます。条例第6条第1項の規定により、「会長がその議長になる」とありますので、これからの協議事項につきましては、高橋会長をお願いいたします。

会長： 協議に入ります。その他を含め、4項目ありますので、まず最初に「(1) 区域案1に係る諸条件の検討について」、事務局、お願いします。

事務局： 資料説明の前に、第2回審議会の質問についてのご報告と今日までの間の内容をご報告したいと思います。第2回審議会では「特別支援教室を考慮すべき」との意見がありました。前回審議会では、普通教室だけで考えていると回答させていただきましたが、再度見直してわかった事実があります。陽光台小学校は、普通教室は40教室を計画しています。普通教室とは別に特別支援教室は3教室を計画しています。同様に（仮称）富士見ヶ丘小学校は33教室、特別支援教室は4教室を計画しています。このように訂正させていただきます。

谷原小学校のPTA会長から、直接お電話をいただきました。みらい平地区の学区審議会委員に加えてもらえないかというご要望のお電話でした。要望する理由として、西檜戸地区、東檜戸地区の保護者から（仮称）富士見ヶ丘小学校に通えないか、という相談が実際にあったということです。審議会の委員は、条例上、20名となっており、みらい平地区の学区について審議するために枠いっぱいとなっている状況と今回の趣旨、委員選考の考え方、及び、第1回、第2回の審議会議事録をお渡して説明しました。

同じように、小張小学校、十和小学校、福岡小学校の各PTA会長等にも直接お会いをさせていただいて、ご説明させていただきました。委員の皆さんにこのようなことがあったことを知っていただきたいと思ひまして、報告させていただきました。それでは説明に入らせていただきます。

《事務局より資料の説明》

会長： 資料についてご理解いただけましたか。今の資料で何が言いたいのか、もう一度お願いします。

事務局： 資料2でエリアとしてみたとき、紫峰ヶ丘からの要望を受け止めるのは実際には困難な面があることがわかります。そうした場合、資料3では、同じエリアで学年別に見たとき、どの学年まで選択制を認めることが良いのかということについて、皆さま

からご意見をいただきたいと思います。資料 1 で確認できることは紫峰ヶ丘地区では三段階の変化があり、平成 30 年度に（仮称）富士見ヶ丘小学校ができることにより学区の線が引かれることで、同じ小学校に入学したクラスメートと違う学校を卒業しないといけないこともあるということが資料で示しているところです。

委員： 説明の中で、谷和原中学校が最大 20 学級になっても問題ないということですが、谷和原中学校の普通教室数は 13 教室が最大ですが、プレハブで大丈夫なのですか。

事務局： スペース的なところを考慮して、2 階建てのプレハブで、トイレ等を含め 10 教室は確保できると想定しています。

委員： 陽光台地区に約 2 万人の住民がいます。つくばみらい市の全体人口が約 6 万人くらいになると思います。それであれば、私はプレハブで対応するのではなく、みらい平地区に新しい中学校をつくることだと思います。

会長： ご意見として承ります。他にいかがでしょうか。

委員： 紫峰ヶ丘地区の子供会も 1 丁目、2 丁目は A 地区で、3 丁目、4 丁目、5 丁目が B 地区でしたので、学校の時のこともあります。小さい時からの交流も含めてこの要望があったかと思います。資料 3 の 1 ページで小学校が平成 30 年から平成 34 年を選択制とすると、（仮称）富士見ヶ丘小学校は 34 学級を超えてしまいます。私の方では地区で集まったり、署名をとったりしたのが現 1 年生までですので、資料 3 の 1 ページで言えば、②-2 の 3 年生から入となっている現 1 年生まで署名をとって、皆さん選択したいという意見があったのですが、年少、年長からの意見は聞いていないので、どうしてもお願いしたいのが②-2 の案までです。さらに兄弟枠があるので、できれば紫峰ヶ丘地区の要望としては、入るところまでなるべく期間を長く②-1 あたりまで子供たちが選択できればと思います。

会長： 委員のご意見に対して事務局の回答できるものはありますか。

事務局： 前後いたしますが、資料 4 をご覧ください。資料 4 については、この審議会の答申を受けて教育委員会で作るものでございます。本来ならご審議いただく内容ではないものですが、今回提示をさせていただいたのは、学区は第 2 回でほぼ決まったということで、付帯条件の審議が主になるということから、最終形の素案を示したほうが具体的に検討できると考え資料を作成しました。下段の経過措置について、2 番の「この規則の施行の日の前日において、現につくばみらい市立陽光台小学校に在学する 4 年生、5 年生及び 6 年生の児童生徒の就学すべき学校は、この規則による改正後の別表に関わらず、なお従前の例によることができる。」とさせていただきました。考え方として、平成 30 年度の 5 年生、6 年生は 3 校目となることから、全地区が、富士見ヶ丘地区の子でも陽光台小学校に残りたいという子で 3 校目となる 5 年生、6 年生については認めてもいいのではないかとということから、記載させていただきました。3 番は、「この規則の施行の日の前日において、現に紫峰ヶ丘 1 丁目、4 丁目及び 5 丁目に在住し、つくばみらい市立陽光台小学校に在学する 4 年生及び 5 年生の児童の就学す

べき学校は、この規則による改正後の別表に関わらず、(仮称)富士見ヶ丘小学校を選択することができる。」とさせていただいています。こちらは同じように、紫峰ヶ丘地区の平成30年度の5,6年生の児童は、入学時のクラスメイトと別々の小学校に通学することになることから、就学する小学校を選択することを認めるというところです。4番は兄弟枠についてです。兄弟枠については、②-1は兄弟枠の受入数が一番少ない推計となっております。もしかすると、兄弟枠が入ることで学級数が増加してしまう可能性もあることから、基本的には平成30年度の5,6年生からということです。5番は、中学校の富士見ヶ丘地区に住んでいて陽光台小学校に残った児童は、卒業すると、学区としては谷和原中学校です。しかし、ご審議いただいたなかで、中1ギャップ、スムーズな進学という観点から、卒業した学校を基準に選択できるようにということですので。本日、欠席いただいている委員よりご意見を頂戴しております。委員のご意見としては、一番大切にしなければいけないことは小学校から中学校へのスムーズな進学ということでございました。その考え方から、例外措置の優先順位として3つあり、全員が1年ないし2年間は自由学区にしたらいいのではないかとということです。もしそれが難しいとすれば、富士見ヶ丘地区と紫峰ヶ丘2,3丁目については陽光台小学校に残ることができるようにしたらいいのではないかとという意見です。それも厳しいなら、紫峰ヶ丘2,3丁目の児童が陽光台小学校に来られるようにした方がいいのではないかとという意見でした。

会 長： 委員，どうでしょうか。

委 員： 富士見ヶ丘地区の子も、十和小学校で一緒でしたが、同じように選択して、逆に陽光台小学校から伊奈中学校に行けるのはとてもありがたいと、感謝します。

委 員： 児童については、私はこれまでの指定校の変化により、強制的に転校しなければならず、今回の転校で3校目となる児童については選択制として、転校が3回発生する児童は発生させないという考えでやっていったらどうかと思います。そうしたら、教育委員会の考え方と委員の考え方は合うのではないかと思います。

会 長： 抑制の視点が違うだけで、考え方は合うのではないかとということです。ご意見として承ります。

委 員： プレハブはイメージが昔の飯場みたいなものがありますが、つくば市でつくったプレハブはかなり立派です。どういうレベルのプレハブをつくる考えですか。選択制について、学校の立場からすると、児童生徒の人数が確定しないのは学級数が確定しません。教員の数も確定しないということです。例えば、40人と41人では教員の数が一人、二人違ってきます。最終的に早く決まればいいですが、年度ぎりぎりになると正式な教員は取れず、講師になってくる図式があるなかで、学校の立場からすると歓迎しません。できるだけ早く児童数を決めていただければありがたいです。

事 務 局： 委員からのご意見で、資料4で、陽光台小学校を卒業した子は伊奈中学校に、(仮称)富士見ヶ丘小学校を卒業した子は谷和原中学校に通わせてあげたいというのがあります。平成30年度の段階で、小学校を選択するということは、ほぼ中学校も決まると想

定しています。プレハブのレベルについては、申し上げられない状況です。

教 育 長： プレハブについては、小張小学校でつくったイメージになるかと思います。

会 長： 委員が言われた件について、どれくらいのタイミングで児童数が確定するのですか。

事 務 局： 現在、小張小学校区の新1年生、近隣の十和小学校区、谷原小学校区もそうですが、小張小学校区の高波地区、愛宕地区などの陽光台小学校に近いと想定できる地区の新生児に対しては9月に通知を出しました。10月にどちらの学校に通いたいかの意思確認をさせていただいています。今後も少なくとも同じような時期には確認はできると思います。逆に早めることもできると思いますが、学区の規則を市民の皆さまに提示できるのが、今年度中になると想定しています。そうすると、お示しした後、地域で考える時間が必要かと思います。少なくとも1学期中、早くても8月に入るか、入らないかくらいになるのかなと想定しています。

委 員： 最終的には私立中学校の試験とかががあるので、それが出て最終決定となるのかなと思います。一番遅くてもそれくらいに確定してくれればいいのかと思います。

委 員： 今のみらい平地区の話で、紫峰ヶ丘を割るということで進んでいます。学区ということで考えると、谷原小学校や十和小学校、福岡小学校のPTA会長さんが心配しているのは、(仮称)富士見ヶ丘小学校に十和小学校からも福岡小学校からも入りたい、檜戸地区からも入りたいとなると、新たに線を引かなくてはなりません。そこを相当心配していると思いますので、そこを考えてあげないと、決まった後の報告ではいろいろ問題がでると思います。

会 長： そういう意味合いがあるのですか。

委 員： だいぶ保護者のあいだで話題になっているはずです。

事 務 局： この審議会を開くにあたりどのように進めたらいいかということで、現在、高波地区などで陽光台小学校に通っている現状があります。そこも一緒にまとめて話をすべきか、地区内に限った方がいいのか議論がありました。今回はみらい平地区内をきちんと陽光台小学校、(仮称)富士見ヶ丘小学校のかたちに分け、その後に各地区の学区審議会を行うということで、2段階に分けてやっていくというかたちで、今後このような形で協議していきますが、この審議会内ではみらい平地区内ということで進めていくことで始めました。

委 員： 何故、別なのですか。

事 務 局： 最初にどのように進めていけばいいのかということで、何から進めたらいいのかという部分があり、地区内を(仮称)富士見ヶ丘小学校の建設にあたって、どのように分けるのが良いのかで始めた方がいいということで、始めさせていただきました。

会 長： 福岡、十和のPTA会長の言っている趣旨はこの会議に参加したいということですね。委員が言うように、そのように言ってきた背景にある事実は何ですか。

事務局： 谷原小学校の PTA 会長さんの話のなかでは、(仮称) 富士見ヶ丘小学校に隣接する地区の保護者の方から、(仮称) 富士見ヶ丘小学校に通えないかという相談や問い合わせがあったということが一番の原因かと思います。

会長： そうすると委員の言うことが、まさにその通りですね。そこらへんがきちっと線引きされていないと、学区審議会って何なのとなりかねないと思います。委員が言われるのは、そういう要望を受けて、どのように区割りするかをきちっと決めるといふことで受け止めていいですか。

委員： 学区審議会をもう一度開くのか、なぜ 2 段階なのかがわかりません。みらい平地区を決めて、その後に谷原、十和、福岡については学区審議会を開くということがわかりません。

会長： 審議会をやるということではないですよ。

事務局： 審議会については、今回、ここにお集まりの皆さんは、この諮問について審議するというもので答申が出れば終わります。委員さんの任期は 1 年とか 2 年ではなく、諮問に対してお集まりいただいた審議委員さんで進めていきます。

委員： 十和、福岡、谷原についての学区は諮問にかけていないということですか。

事務局： はい。

(3) つくばみらい市学区外就学の許可基準の改正について

事務局： 参考資料 3 について、今回、皆さんにこれを知っておいていただいて、これを踏まえたうえで学区、時限措置を考えていただきたいと思い、資料を示させていただきました。(掲示したみらい平地区の図について) 黒い線が直線距離で陽光台小学校と(仮称) 富士見ヶ丘小学校の中間線になります。(仮称) 富士見ヶ丘小学校から見て、常磐道の学区の線を越えたところにこの中間線が引かれます。規則からすると中間線と常磐道の間位置する地域では、地理的な理由により、陽光台小学校から(仮称) 富士見ヶ丘小学校へ指定校の変更ができます。この条件が残った場合、陽光台 4 丁目、陽光台 1 丁目の一部、紫峰ヶ丘 1 丁目のほとんどのエリアが区域外変更すれば、半永久的に(仮称) 富士見ヶ丘小学校に通えることになります。そうすると学校施設の環境の部分、バランスとしての部分での担保が難しくなるということです。また、みらい平地区のほとんどの区域は、伊奈中学校より谷和原中学校のほうが距離的に近い状況です。ほとんどの子が谷和原中学校に行くとなると、最大 20 教室どころか、30 教室、40 教室にもなる可能性が発生してしまうことが想定されることから、距離的要因に関する許可要件は基本的に削除したいと考えています。但し、特例措置として、すでに区域外通学の許可をもらっている児童生徒については、教育の継続性、教育的配慮という観点から、許可があったものとして認めてあげたらよいという考えがあります。また、同じように、西檜戸、東檜戸、田村等についても特例措置として、区域外の小学校の直近を通過する場合は、教育的配慮の観点から区域外就学(指定校変更)を継続して認めてあげてはどうかということ提示させていただきました。委員の意見から

もありましたように、区域外の小学校の直近を通過し、別の指定校に通う場合、もしくは隣接する地区の学区を通う児童生徒については、特例措置ということで区域外指定を継続して認めてあげてはどうかということで、方向性をご提示させていただきました。委員が心配されていた部分はこちらの提案のほうで対応していけるのではないかとということでのご提示です。

会 長： 他にいかがですか。

委 員： 谷原小学校、十和小学校のPTA会長さんから話があったということで、平成30年の4月開校ということで、新入生から入れるということで編入というか転校ということ認めないということを説明したのですか。

事 務 局： 資料では東檜戸、西檜戸、田村の新入生となっていますが、そこまでの説明はしていません。ご提示させていただいている資料については、平成30年度の新1年生の隣接する子どもたちが入ってきた場合で算定しています。次回の会議まで、再度、平成30年度時点の田村、東檜戸、西檜戸の1年生から6年生までが転入してきた場合の数字を次回までに作成いたします。

会 長： 委員の意見の趣旨は、人数もさることながら、その辺りもきちんと配慮された結果であることを審議会として示す必要があるということだと思います。

委 員： 資料4の2で、「この規則の施行日の前日において」というくだりですが、4年、5年、6年の全員にどちらに通うかという手紙を出すことを前提としているのかなと思いました。小張小学校のときも、たぶん同じことをされています。明らかに小張小学校のほうが近い地区のところにも同じ学年だからということで、どちらにするか手紙を出していて、住所的に、距離的にも違うと思っていた方たちに、手紙をもらったので考えなくてはとなってしまい、逆に煽ってしまうことが実際にあります。申請とかいろいろできるのであれば、いっしょくたにその学年全員に配るのは、逆に混乱を招かないかと思いました。例えば、陽光台地区は配らなくてもいいと個人的には思います。

事 務 局： 資料4の経過措置の2番では、紫峰ヶ丘地区と富士見ヶ丘地区に在住する平成30年度の5、6年生を想定しています。

委 員： わかりました。それならばいいかなと思います。子ども達の周囲では妙に盛り上がっているところがあったので、それを聞いて安心しました。

委 員： (また、これは要望になり、委員と似かよいますが) この後、つくばみらい市の全体の学区審議会を行われる計画があるのですか。例えば、小張地区で、豊小学校に近いところも小張小学校の学区です。そのようなところが陽光台となれば疑問も出てきます。それと同じように各地区に出てくると思います。高波地区は誰がどうみたって、地名は小張だけだということなんです。そういった場所の保護者はやきもきしています。想定外のみらい平地区外で、営業の力が強く、いきなり住宅地ができ、宅地化が進み、数に反映できない数がどうしても出てくることがあるので、広がりすぎるから今回は

みらい平地区だけで仕方がないと思いますが、将来的につくばみらい市の統廃合が進む中での学区審議会は継続していただきたいという要望があります。

会 長： ご意見はご要望として承ります。他にございませんか。

《意見なし》

会 長： 無ければ、本日のところはここでいったん区切りをつけたいと思います。

委 員： ②-1 とか②-2 とかありますが、結局どれを取りたいのか、わかりません。

会 長： 委員の意見を受けて、次回に最終案をまとめて出してください。

事 務 局： 事務局としては、資料3の1ページ目、②-3を想定して、資料4を仮に作らせていただきました。事務局としては資料4を最終的な形としてはいかがだろうかということで資料を作成させていただいたところです。平成30年4月1日の前日の段階です。学区が決まったときの平成30年の4月1日現在の5年生、6年生は、前日の学年としては4年生、5年生になります。

会 長： 委員よろしいですか。

委 員： はい。

会 長： その他ありますか。

《意見なし》

(4) その他

会 長： その他ありますか。

事 務 局： 第4回の審議会の日程について、1月25日（水）で時間は同じとして開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

会 長： 現時点で都合がつかない方、挙手をお願いします。

《異議なし》

会 長： 皆さま大丈夫なようですので、25日、お願いいたします。

委 員： 審議会ですらまとまったものを即実行するのですか。その後、関係者へのヒアリングはないのですか。学校関係者、保護者など。それと一般の市民の意見は我々が代表しているということですか。

事 務 局： 第4回では答申案をお出しできればと考えています。委員からございました資料も併せてご提示させていただければと考えています。只今の関係者へのヒアリング、その他一般の方からのご意見等のご質問については、学区審議会の結果についてホームページ等で広く公表していること、また、本審議会の委員は、条例で定められており

まず委員数の限度である 20 名の方に委員をお願いしており、その内、陽光台小地区委員の方が 6 名を地区の代表としてきていただいておりますので、そのあたりは十分把握できているものと考えています。

会 長： 委員，必ずしも満足ではないかもしれませんが，事務局では今の段階ではそういうことです。それでは以上を持ちまして本日の会議を終わりたいと思います。事務局にお返しします。

4 閉会

事 務 局：ありがとうございました。来月，1 月 25 日（水）になりますので，よろしくお願いいいたします。以上を持ちまして本日の審議会を閉会といたします。ありがとうございました。

以上